

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	36 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

私の国民年金の加入手続は結婚前に父親が行ってくれ、結婚後、夫の転勤でA県B市に転入した後も、夫名義の預金口座から口座振替で国民年金保険料を納付していた。申立期間の2か月が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、昭和47年4月から国民年金保険料の納付を開始し、婚姻後の49年5月以降も国民年金に任意加入した上、61年4月に第3号被保険者となるまで、申立期間を除き、保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、B市では、当時、国民年金保険料の口座振替を停止した場合は、同市の国民年金被保険者名簿の備考欄にその旨記載することとしていたとしているが、申立人に係る同名簿には当該記載は見当たらない上、申立人のB市からC市への住所変更処理が昭和53年6月に行われていることが当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において確認でき、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することも可能であったことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

私は、申立期間当時は学生であり、アルバイトも禁止されていたので、収入が無かった。学生が、強制加入となった際、学生寮の寮長が申請免除の用紙を持ってきてくれ、他の学生数人と共に記入し、寮長がとりまとめて手続を行ってくれた。

就職後、申請免除に関するハガキが来たので確認しようと思い、夫（当時は、未婚）と共にA市役所に赴いたところ、女性職員から「免除期間以外は、支払できている。」「大丈夫ですって、免除か、支払になっています。」と笑いながら言われたことを一緒に行った夫も記憶しており、現在の年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の属する平成3年度に係る国民年金保険料の申請免除について、当該申請は、平成3年5月31日付けで受け付けられ、同年5月から申立期間直前の同年8月まで免除申請が承認されていることが確認できる上、申立期間直後の平成4年度についても、免除申請が承認されていることが確認できる。

また、B学校によると、申立人は、平成元年4月から5年3月まで当該学校に在籍していたことを証明しており、「学生に係る保険料免除基準」（平成3年1月30日庁保険発第2号）によると、保険料免除の期間は、「月を単位として、免除の申請があった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において、必要と認められる月までとする。」とされているところ、申立人は、在学期間中は収入が無かったと供述しており、免除申請を行った平成3年度について、平成3年8月までの承認とする理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私は、当時、A 市に住んでおり、国民年金保険料は、公民館で保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はそれぞれ 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 61 年 4 月以降の第 3 号被保険者期間を除き、申立期間①及び②以外の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、申立期間①及び②のそれぞれ前後の期間について、国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、納付意識の高い申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月

私たち夫婦は、結婚後、私が 20 歳になった昭和 48 年頃、夫婦一緒に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦の分を自宅に集金人が持参する納付書により納付していた。私の不在により、当月の保険料が未納となったとしても、集金人が次回に自宅を訪問した際、請求があったので、未納になることは無かった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間である上、特殊台帳及びオンライン記録において、申立人は、申立期間前の昭和 49 年 4 月から 62 年 4 月までの期間（157 か月）及び申立期間後の同年 6 月から平成 11 年 2 月までの期間（141 か月）について、申立人の夫と共に国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後において住所の変更は無く、生活状況に大きな変化は無かったとしている上、A 市では、当該時期において、集金人制度により国民年金保険料を 1 か月単位で収納していた時期であるとしており、申立内容とも符合することから、申立人の納付意欲の高さを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月及び同年7月並びに平成3年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年7月まで
② 昭和57年6月及び同年7月
③ 平成3年12月

私の国民年金については、A町（現在は、B市）内に住んでいた頃、亡くなった父親が加入手続きを行い、私が昭和54年にB市内でC店を開業するまで、申立期間①を含め国民年金保険料を納付してくれていた。開業後は、自身で国民年金保険料を納付し始めたが、売上げも順調であったので、申立期間②及び③が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立期間は2か月及び1か月とそれぞれ短期間であるとともに、申立人は、昭和47年8月以降、申立期間②及び③を除き、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立期間②及び③の保険料は現年度納付することが可能である上、B市の国民年金被保険者カード及び国民年金被保険者台帳の納付記録によると、申立期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人が納付可能な申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、上記の国民年金の加入時点で、申立期間①の国民年金保険料は過年度保険料及び現年度保険料として納付することが可能であるものの、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳の検認済記録欄によると、申立期間は未納を示す空欄となっており、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても未納と記載されていることが確認できる。

また、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年6月及び同年7月並びに平成3年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和21年4月1日から同年8月2日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、船員保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年4月から同年7月までの標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年4月1日まで
② 昭和20年5月1日から21年8月2日まで
③ 昭和26年5月1日から27年7月1日まで

私は、昭和19年10月1日にA社に船員として入社後、同年同月10日から21年3月まで海軍に召集され、復員後は、A社から自宅待機を命ぜられたが、19年10月1日から20年4月1日までの期間及び同年5月1日から21年8月2日までの期間の船員保険の加入記録が無い（申立期間①及び②）。

また、私は、昭和26年4月から28年3月まで学校に在学し、その間はA社から給与が支給され、健康保険も適用されていたはずであるが、26年5月1日から27年7月1日までの船員保険の加入記録が無い（申立期間③）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和21年4月1日から同年8月2日までの期間について、厚生労働省の資料及びA社から提出された乗船履歴証明書等の関係書類によると、申立人は、召集解除（同年3月10日）後、同年8月2日まで同社の予備船員であったことが確認できる。

また、上記関係書類及びオンライン記録によると、申立人がA社在籍中に一緒に海軍に召集されたと記憶する元同僚は、申立人とおおむね同時期に召集解除され、その後の同社での予備船員期間において、船員保険の被保険

者記録が確認できる。

さらに、厚生労働省社会・援護局は、「申立人は、昭和21年3月10日に召集解除されているため、同年同月まで恩給法の適用期間である。」としており、申立人が船員保険法の適用を受けるのは、同年4月1日からである。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②直前の昭和20年4月1日から5月1日までA社において船員保険被保険者記録が確認できるが、申立人に係る同保険被保険者台帳には、当該記録が記載されていない上、同社（B会）に係る同保険被保険者名簿の申立人の欄には、i）被保険者資格取得日の記載が無い、ii）21年4月1日時点の報酬月額と思われる記載がみられるなど、当時の保険出張所における不適切な記録管理がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定に準じ、1万2,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①、申立期間②のうち、昭和20年5月1日から21年4月1日までの期間及び申立期間③について、A社からの回答により、申立人は、当該期間に同社に在籍していたことが確認できる。

しかし、A社は、「当時の賃金台帳等が保存されていないため、詳細は不明であるが、国の年金記録が無い上記期間については、申立人の給与から船員保険料を控除していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から同年同月9日までの期間については、同社から提出された乗船履歴証明書によると、申立人は当該期間に船舶に乗船しておらず、予備船員であったことが確認できるところ、当該期間は、制度上、予備船員が船員保険の被保険者となることができなかつた期間である。

申立期間①のうち、昭和19年10月10日から20年4月1日までの期間及び申立期間②のうち、同年5月1日から21年4月1日までの期間については、厚生労働省の資料によると、申立人は、19年10月10日に海軍に召集され、21年3月10日に召集解除されているところ、前述のとおり、19年10月から21年3月までは、恩給法の適用期間であり、船員保険の被保険者となることができなかつた期間である。

申立期間③については、A社が保管する申立人に係る船員保険台帳によると、申立人は、昭和26年5月1日に同保険の被保険者資格を喪失し、その後、27年7月1日に同資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している上、同台帳の備考欄には、同年同月22日付けの被扶養者

証交付済みの押印が確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、申立期間②のうち、昭和 20 年 5 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間及び申立期間③について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち、昭和 20 年 5 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間及び申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、28年3月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から28年4月1日まで

私は、B市にあったC支店に昭和27年8月1日付けで正社員入社し、28年3月31日まで勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和27年8月1日にA社のC支店に、D職及びE職の正社員として入社した。」と主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人と氏名及び生年月日が一致し、厚生年金保険被保険者番号の記載は無く、健康保険番号「*」で同年同月同日に被保険者資格を取得した記録(資格喪失年月日は空欄となっており、不明。)が確認できる。

また、上記被保険者名簿により所在が確認できた元従業員17人に申立人の勤務実態について照会したところ、回答を得た9人のうち1人は、「私は、昭和27年8月1日にA社のC支店に入社し、E職として勤務した。申立人は、当該支店に同時期D職として採用されたが、仕事は私と同じE職であった。」と証言している。

これらのことから判断すると、上記被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

一方、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に厚生年金保険被保険者番

号及び資格喪失日の記載が無く、健康保険番号のみで被保険者資格を取得している者が多数確認できる。

しかしながら、上記元従業員を含む二人について、厚生年金保険被保険者番号の記載は無く、健康保険番号「*」、「*」で被保険者資格を取得した記録（資格喪失年月日は空欄となっており、不明。）が確認できるところ、当該事業所に係る書換え後の被保険者名簿においては当該二人の氏名は無く記録が確認できないものの、オンライン記録によると、当該二人のそれぞれにA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、そのうちの一人については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても同記録が確認できる。

また、申立人は、「A社のC支店が閉鎖されることになったため昭和28年3月に解雇された。」と供述しているところ、上記の元従業員二人のうち一人は、「私は、昭和27年8月14日にA社のC支店に入社し、E職として28年3月2日まで勤務した。退職の理由は同支店が近い将来閉鎖されることになり、約30人の同僚と共に解雇されたためである。」と証言しており、当該元従業員の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年同月同日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における同被保険者資格の喪失日は、28年3月2日であったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿の記載から8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和28年3月2日から同年4月1日について、上記元従業員からは、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言や証拠は得られない上、F社によると、「申立人に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、平成14年2月から16年8月までは30万円、同年9月から18年6月までは24万円、同年9月から19年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月1日から13年8月1日まで
② 平成14年2月1日から19年7月1日まで

私は、平成11年3月11日から現在まで継続してA社に勤務しているが、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録が、実際に受け取っていた報酬月額に比べて不当に低く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書及び事業所が保管する支給控除一覧表で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、平成16年3月から同年8月までは30万円、同年9月から18年6月までは24万円、同年9月から19年6月までは30万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成14年2月から16年2月までに係る標準報酬

月額については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、事業主も支給控除一覧表を保管していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できないものの、申立人と同職種の元同僚二人は、当該期間の給与支払明細書の大部分を所持しており、当該明細書によると、当該期間の厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額が14年2月の随時改定により減額されているところ、減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、申立人の当該期間における給与振込額によると、支給控除一覧表で確認できる同年3月から同年7月までの給与振込額とほぼ同額であることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、いずれも標準報酬月額30万円に相当する額であったことが推認できることから、当該期間の標準報酬月額は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成18年7月及び同年8月については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、事業主も支給控除一覧表を保管していない上、申立人の当該期間における給与振込額からも、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月1日から16年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を平成7年1月から8年9月までは34万円、同年10月は32万円、同年11月から9年8月までは34万円、同年9月から16年11月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年9月10日から56年7月1日まで
② 平成7年1月1日から16年12月1日まで

私は、昭和54年9月10日から56年7月末までの間、A社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、B社で勤務した期間のうち、平成7年1月1日から退職するまでの間の標準報酬月額が引き下げられているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額

から、申立期間のうち、平成7年1月から8年9月までは34万円、同年10月は32万円、同年11月から9年8月までは34万円、同年9月から16年11月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、「昭和54年9月10日からA社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は既に廃業し、元事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間①においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する被保険者のうち、唯一、連絡先の判明した元従業員に照会しても回答が得られず、申立人の申立期間①における勤務状況に関する証言が得られない上、申立人は、「A社には同社の下請をしていたC氏の紹介で入社した。」と供述しているが、姓のみの記憶であり、連絡先等は不明のため入社経緯等について確認することができない。

さらに、申立人がA社における同僚として名前を挙げた事業主の親族は、申立人と同日の昭和56年7月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、当該親族に文書照会したものの回答が得られない上、同日に資格を取得している別の元従業員は、「私はA社で3か月は働いたと思うが、年金記録は1か月しか無い。厚生年金保険に加入するまで保険料は引かれていないと思う。」と証言しており、当該元従業員は、上記の事業主の親族について、「私が入社した時には既に勤務していた。」と証言していることから、同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

加えて、雇用保険の記録を確認しても、A社に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年9月1日から46年10月1日までの期間及び60年10月1日から61年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、45年9月から46年9月までは9万2,000円、60年10月から61年9月までは44万円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和46年9月1日から同年10月1日までの期間(上記訂正後の期間)、及び、47年9月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、46年9月は10万円、47年9月から同年11月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和46年9月1日から同年10月1日までの期間及び47年9月1日から同年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月1日から46年10月1日まで
② 昭和47年9月1日から48年3月1日まで
③ 昭和60年10月1日から61年10月1日まで

給料明細書のとおり、国の記録よりも多い厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は6万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者

原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の昭和45年9月1日の標準報酬月額を9万2,000円から6万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社では、「保険料は翌月控除である。」と回答しているところ、申立人が保管する昭和46年1月から同年9月までの給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は9万2,000円、同年10月の給料明細書により確認できる同月額は10万円であることが確認できる上、同社から提出された申立人に係る社員名簿によると、45年9月当時の申立人の報酬月額は、時間外手当等を含まない基本給、家族手当、住宅手当の合計額で7万1,210円（標準報酬月額7万2,000円に相当）であったことが認められ、同月の標準報酬月額を6万8,000円とする事情は見当たらない。

さらに、上記の被保険者原票には、申立期間①中の昭和46年4月26日に資格を喪失したことを示すゴム印が押され、その後、抹消線により取り消されていることが確認できるなど、記録に不自然な点が見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年9月1日の標準報酬月額を9万2,000円から6万8,000円に訂正する合理的な理由は無く、当該標準報酬月額の訂正に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の45年9月から46年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万2,000円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間③については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は41万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保管する昭和60年11月から61年10月までの給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、44万円であることが確認できる。

また、C厚生年金基金（現在は、C企業年金基金）及びC健康保険組合の記録によると、当該期間の標準報酬月額はいずれも44万円であることが確認できる上、C企業年金基金及びC健康保険組合は、「当該期間当時、社会保険事務所への届出は複写式の用紙により行っていた。」と回答していることから、厚生年金基金及び健康保険組合に提出したものと同一のものを社会保険事務所に届け出ているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、申立人の昭和60年10月から61年9月までの標準報酬月額は、44万円とすることが必要であると認められる。

3 申立期間①のうち、昭和46年9月1日から同年10月1日までの期間及び申立期間②のうち、47年9月1日から同年12月1日までの期間については、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が保管する給料明細書において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、昭和46年9月は10万円、47年9月から同年11月までは13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細書において確認できる当該標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、申立期間②のうち、昭和47年12月1日から48年3月1日までの期間については、申立人が保管する給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和42年8月及び同年9月は4万2,000円、同年10月から43年9月までは4万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月1日から43年10月1日まで

私は、A社B支店で勤務していたが、申立期間の標準報酬月額については、前後の期間に比べて著しく低額となっている。私が平成13年7月6日に作成したフロッピーディスクを提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA社が申立人に対して発行した標準報酬月額決定通知書を基に作成したとするフロッピーディスク（平成13年7月6日に作成）を提出しているところ、複数の元同僚が、「A社は従業員に標準報酬月額を通知していた。」と供述しており、フロッピーディスクに記録されている申立期間以外の標準報酬月額についてはオンライン記録と一致していることから、当該フロッピーディスクの記録は、同社が発行した標準報酬月額決定通知書を基に作成されたと認められる。

しかし、申立期間の標準報酬月額について、当該フロッピーディスクには昭和42年8月及び同年9月を4万2,000円、同年10月から43年9月までを4万8,000円と記録されているところ、オンライン記録によると、42年8月から43年9月まで2万円と記録されていることが確認できる。

一方、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、当該事業所で申立人と同時期に被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚10人のうち、申立人と同日である昭和40年4月1日に被保険者資格を取得している8人に対して照会したところ、6人から回答があり、申立人と同学歴である5人の元同僚は、「同学歴の従業員の給与は、

入社当初である申立期間当時においては、基本的に同じであった。」としており、申立人と同様に標準報酬月額が2万円と記録されている元同僚の一人は、「私の標準報酬月額が下がっていることについては、思い当たることは無い。」と供述している。

また、当該事業所に係る被保険者原票によると、上記元同僚10人に係る標準報酬月額は、申立期間当時において、申立人及びその同僚一人を除き、前後の期間と比べて上がっており、下がっている期間は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票をみると、上記元同僚10人のうちの女性職員二人の標準報酬月額が昭和42年8月の月額変更により「20」（2万円）と記録されているところ、次いで月額変更処理が行われた男性職員である申立人及びその同僚一人に係る標準報酬月額も「20」と記録されていることから、女子職員の月額変更処理時に使用した「20」のスタンプを誤って押印した可能性がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、申立期間の標準報酬月額については、A社が発行した当時の標準報酬月額決定通知書に基づき作成されたフロッピーディスクの記録から、昭和42年8月及び同年9月を4万2,000円、同年10月から43年9月までを4万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び申立期間③のうち、平成15年8月から18年2月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8年6月から同年9月までは32万円、同年10月は30万円、同年11月から9年6月までは32万円、同年7月は41万円、同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は38万円、10年1月は34万円、同年2月は36万円、15年8月から16年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び17年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は32万円、18年1月及び同年2月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を平成15年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月3日から10年3月31日まで
② 平成15年7月1日から同年8月1日まで
③ 平成15年8月1日から18年4月1日まで

ねんきん定期便を見ると、私がA事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③の標準報酬月額の記録が実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されている。

また、申立期間②については、厚生年金保険の資格取得日は平成15年8月1日とされているが、給料支払明細書を見ると、同年7月分の厚生年金保険料が控除されている。

当時の給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額及び被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び申立期間③のうち、平成15年8月から18年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額により、8年6月から同年9月までは32万円、同年10月は30万円、同年11月から9年6月までは32万円、同年7月は41万円、同年8月は36万円、同年9月から同年11月までは41万円、同年12月は38万円、10年1月は34万円、同年2月は36万円、15年8月から16年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は28万円、同年12月及び17年1月は32万円、同年2月は36万円、同年3月は32万円、同年4月から同年9月までは34万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月は32万円、18年1月及び同年2月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている申立期間の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人はA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成18年3月については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を平成15年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②のうち、平成15年8月から18年2月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15年8月から16年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月及び17年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月から18年2月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から同年8月1日まで
② 平成15年8月1日から18年4月1日まで

私のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は平成15年8月1日とされているが、給料支払明細書を見ると、同年7月分の厚生年金保険料が控除されている。

また、ねんきん定期便を見ると、A事業所に勤務していた平成12年3月から21年2月までの期間のうち、15年8月から18年3月までの期間の標準報酬月額の記録が実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されて

いる。

当時の給料支払明細書を提出するので、正しい被保険者期間及び標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人はA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支払明細書の保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成15年8月から18年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、15年8月から16年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月から同年9月までは26万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月及び17年1月は26万円、同年2月は28万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円、同年10月から18年2月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている申立期間の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成18年3月については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険（昭和19年5月までは、労働者年金保険）被保険者資格取得日は17年6月1日、同資格喪失日は19年11月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年2月までは60円、同年3月から19年10月までは50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年11月頃まで

私は、昭和17年3月に旧制学校を卒業し、同年4月から軍務志願で退職する19年11月頃までA社C事業所で継続して現場作業に従事していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録により、基礎年金番号に未統合となっている、申立人と氏名及び生年月日が一致する厚生年金保険の被保険者の記録が確認できる。

一方、当該未統合記録においては、昭和17年3月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録（労働者年金保険制度は同年6月1日から施行）は確認できるものの、資格喪失日に係る記録は無い。

しかし、B社が保有するA社健康保険組合の健康保険被保険者台帳には、申立人の同被保険者資格の取得日が昭和17年3月3日、同喪失日が19年11月16日と記載されていることから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社C事業所における資格取得日は昭

和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 19 年 11 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記旧台帳から確認できる標準報酬月額等級の記載から、昭和 17 年 6 月から 18 年 2 月までは 60 円、同年 3 月から 19 年 10 月までは 50 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額には、通勤定期代（3か月分8万1,060円）が含まれていない。当時の家計簿の写し、及びA社が発行した通勤交通費の支払証明書を提出するので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与決定額一覧表及び申立人から提出された家計簿の写しにより確認できる、申立人の申立期間の各月に係る報酬月額（38万6,719円）に相当する標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録と一致するところ、同社は「給与決定額一覧表の支給金額とは別に、3か月ごとに通勤交通費（8万1,060円、1か月当たり2万7,020円）を支給した。」と回答しており、申立人の銀行口座に係る取引履歴においても、これを裏付ける入金を確認できることから、申立人の申立期間当時の報酬月額（41万3,739円）に相当する標準報酬月額は、41万円であると認められる。

また、当該事業所では、保険料控除は翌月控除と回答しているところ、申立人から提出された家計簿の写しにおいて確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額は、平成12年12月から13年7月までは53万円、同年8月及び同年9月は41万円であると認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の申立期間当時の報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立てどおりの届出をし、申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付した。」と陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記の通勤交通費を含む報酬月額に相当する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月1日から21年1月1日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低いため、年金事務所で訂正をしてもらったものの、申立期間については、時効により年金額には反映されない期間となっているため、年金給付に反映できるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社における申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月に、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、15万円から20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかしながら、A社が提出した申立期間に係る給与明細書から、申立人は、

申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、誤った届出をしていたことを認めており、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年2月に年金事務所に提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、12年1月は34万円、同年2月から同年9月までは36万円、同年10月は34万円、同年11月から13年7月までは36万円、14年2月及び同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは36万円、同年8月は44万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、15年1月から同年4月までは41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、16年1月は36万円、同年2月から同年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月は32万円、17年1月は34万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月は36万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月から19年6月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から19年7月1日まで

私は、現在も勤務するA社において、平成11年10月から19年6月までの社会保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることに納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」

という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、当該期間のうち、平成11年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、12年1月は34万円、同年2月から同年9月までは36万円、同年10月は34万円、同年11月から13年7月までは36万円、14年2月及び同年3月は32万円、同年4月から同年7月までは36万円、同年8月は44万円、同年9月は36万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、15年1月から同年4月までは41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は36万円、同年8月は32万円、同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は38万円、同年12月は41万円、16年1月は36万円、同年2月から同年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月は32万円、17年1月は34万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月は36万円、同年5月は30万円、同年6月は32万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は36万円、18年1月は32万円、同年2月から同年5月までは30万円、同年6月は28万円、同年7月から19年6月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、申立人が所持する給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月から14年1月までについては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回ることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成19年3月から20年8月までは22万円、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月1日から20年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されており、報酬月額より低くなっているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び源泉徴収票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成19年3月から20年8月までは22万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、並びに平成19年及び20年の同被保険者報酬月額算定基礎届によると、事業主は、9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っていることが確認できる上、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成13年2月1日から同年5月8日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年10月1日まで
② 平成13年2月1日から同年5月8日まで

A社に勤務していた期間のうち昭和43年4月1日から同年10月1日までの期間及びB社に勤務していた平成13年2月1日から同年5月8日までの期間における標準報酬月額が報酬額に比べ低くなっているため調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認でき

る関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社に係るオンライン記録によると、同社において申立人と同日付けで被保険者資格を取得した複数の元同僚の標準報酬月額は申立人と同額であることが確認できる上、そのうちの二人はともに、「昭和43年4月の入社時における給与は2万8,000円であった。」と証言している。

また、A社は、申立期間①に係る申立人の報酬月額及び保険料控除が確認できる記録及び資料を保管していないため、申立期間①における申立人の報酬月額及び保険料控除額は不明であるとしているものの、同社保管のC健康保険組合に係る健康保険被保険者資格取得届において確認できる申立人の同保険被保険者資格取得時の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和47年7月1日付けでC社からA社に異動したが、国の年金記録では、同年同月同日から同年9月1日までの記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社における辞令及びB社の回答から判断すると、申立人は、C社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかった（A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和47年9月1日と記録されていたが、第三者委員会のあっせんの判断を受け、同年7月1日に訂正された。）と認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月26日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る同資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月26日から21年1月25日まで

私は、昭和20年9月25日に学校を卒業し、その翌日にA会に徴用され、21年1月25日に乗船するまで予備船員であった。

しかし、国の年金記録では、申立期間に係る船員保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された大学退職時の履歴書及び学校の複数の同期生の証言により、申立人は、昭和20年9月26日にA会に徴用され、21年1月24日まで予備船員であったことが推認できる。

また、B社から提出された申立人に係る船員保険被保険者票によると、申立人は、昭和20年9月26日にA会で同被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「申立期間には、同会が申立人の給与から船員保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が一緒にA会に採用されたと記憶する学校の同期生4人は、いずれも昭和20年9月26日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらない上、船員保険被保険者名簿には、申立人に係る同被保険者資格の取得日及び喪失日の記載が無いなど、当時の保険出張所による不適切な記録管理がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、A会は、申立人が昭和20年9月26日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の供述及び学校の複数の同期生の証言から、100円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社B支社に在勤中、昭和49年9月1日付けで同社C事務所へ異動した。入社以後、A社に連続して勤務してきたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する申立人に係る人事台帳、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年9月1日に同社B支社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記載及び上記給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

私は、短大在学中に、母がA町役場（現在は、B町役場）で国民年金保険料の免除申請を行い、平成9年10月20日に免除承認通知書を受け取った。10年3月に卒業後、就職することになったのを契機に、母が免除期間の保険料を同町役場の窓口で追納したのに、免除期間のままとされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請が承認された申立期間について、申立人の母親が、卒業後、A町役場の窓口で追納してくれたと主張している。

しかしながら、平成10年5月1日付けで作成された平成9年度に係るA町の国民年金保険料検認報告表によると、申立期間は、保険料の申請免除期間と記録されており、当該期間を現年度納付した記録は見当たらない。

また、平成10年5月以降に申立期間の国民年金保険料を追納する場合、追納申出が必要となる上、追納保険料は国庫金となるところ、B町によると、国庫金となる保険料は、同町役場の窓口では納付できなかつたとしており、申立内容とは符合せず、オンライン記録において、申立期間について追納申出及び納付記録も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 2 年 8 月及び同年 9 月

私は、平成 2 年 5 月 * 日に A 市役所で婚姻の届出を行い、同日、夫婦の国民年金の加入手続を行った際、同市職員から、未納分の国民年金保険料を納付するように言われ、市役所内の A T M で現金を引き出し、未納分の保険料に併せ、口座振替が開始される前の夫婦の保険料として合計十数万円を納付した。領収書等は発行されなかったが、オレンジ色の年金手帳を一冊ずつ受け取り、加入手続後の保険料は、銀行の口座振替で納付しているのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で婚姻届を行った同日、夫婦の国民年金に係る加入手続を行い、自身の未納分に併せて、夫婦の口座振替が開始されるまでの国民年金保険料として合計十数万円を、同市の窓口で一括納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成 2 年 5 月では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によることとなるが、市役所窓口では国庫金となる過年度保険料を納付することはできない上、オンライン記録によると、申立人は、同年 4 月から同年 7 月までの保険料を同年 9 月 7 日に一括して納付していることが確認できるが、一緒に納付したとする申立人の夫については、同年 4 月の分を同年 5 月 31 日、同年 5 月の分を同年 6 月 15 日に納付しており、申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、A 市の電算記録では、申立期間を現年度納付した記録は見当たらず、オンライン記録によると、平成 3 年 7 月 9 日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されており、当該日においても、申立期間を含

む過年度保険料に未納期間があったものと推認されるどころ、当該日以降に、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人は、2度にわたる未納の通知に対して、保険料は納付しなかったと供述している。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から同年12月まで

私は、会社を退職し、3か月後に再就職した。しばらくして妻がA市B役所で夫婦の国民年金への切替手続きを行い、送付されてきた納付書で、二人分の国民年金保険料として約6万円を納付した。

申立期間の保険料について、私だけ納付記録が無いことに納得できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得した平成元年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、申立期間において同被保険者資格を取得したとする記録は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされている申立人の妻は、平成4年度についてA市の国民年金収滞納一覧表が保管されており、国民年金被保険者資格を取得し、申立期間の保険料を平成5年4月27日に納付した記録が確認できるものの、申立人に係る同年度の同一覧表は見当たらず、申立人は申立期間において、国民年金の被保険者として管理されていなかったものと推認される。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の妻及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年4月まで

私は、昭和61年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し続けたが平成2年に離婚し、子育てのため働くことができず、保険料を納付することが困難になった。それ以降、今日に至るまで免除申請は欠かさず行ってきた。

記録では、平成14年4月からの約1年間について免除記録が無いが、絶対に手続を行っているはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年9月以降、国民年金保険料の免除を受けており、申立期間についても免除申請を行い、保険料が免除されたと主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立人に係る平成14年度の免除申請記録は見当たらない上、同年度に国民年金保険料を申請免除した場合、平成15年6月まで承認されるどころ、申立人は、平成15年度について、1回目の免除申請を平成15年6月30日に行い、同年5月及び同年6月の保険料が免除され、2回目の免除申請を同年7月1日に行い、同年7月から16年6月まで免除承認されていることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を免除されなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2758 (事案 808、1493 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から47年6月までの期間、58年9月から59年5月までの期間、60年3月から同年12月までの期間及び62年12月から平成元年12月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から47年6月まで
② 昭和58年9月から59年5月まで
③ 昭和60年3月から同年12月まで
④ 昭和62年12月から平成元年12月まで

私は、長男が生まれた後の昭和40年9月頃、A県B市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、A県内を転々としていたが、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、市役所から送付された納付書で市役所及び金融機関の窓口で納付しており、未納とされていることに納得できない。

また、年金記録確認第三者委員会に再申立てを行った際、前妻が国民年金保険料の納付を証言している上、保険料の納付が1回もないという年金記録は考えられないので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④に係る申立てについては、i) B市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金保険料の納付が確認できない上、昭和43年度以降は同市において、不在被保険者として管理されていたことが確認できること、ii) 申立期間の中には、C市、D市及びE市に居住していたことが戸籍の附票で確認できるが、当該市で国民年金保険料を納付するには国民年金の再加入手続を行うことが必要であるがその形跡がうかがえないこと、iii) 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月7日付けで年金記録を訂正する必要はないとする通

知が行われている。

また、申立期間①については、申立人の前妻の証言を新たな事情として再申立てを行ったが、上記理由に加え、前妻の証言において、申立期間の納付に関する具体的な供述が無かったことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 15 日付けで年金記録を訂正する必要はないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、申立人の前妻が国民年金保険料の納付について証言した金融機関の記録を調査してほしいことに加えて、申立期間①、②、③及び④について、国民年金保険料を一度も納付していないということは考えられないとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、金融機関については資料が保管されていない上、申立内容は、前回までに審議された内容と同様であり、新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年6月まで

私は、一人暮らしをしていた昭和47年頃、A市の集金人から国民年金に加入しないといけなと言われ、金銭的な余裕は無かったものの、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。

ねんきん定期便で確認したところ、申立期間について2年以上の保険料が未納とされていることが分かった。現在の記録に納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和47年頃、集金人に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金過年度収滞納一覧表において、申立期間に係る過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人の氏名を婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、上記の払出時点より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

昭和42年11月か同年12月頃、義母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。義父母及び夫も申立期間当時の保険料を納付しているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の義母が集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年5月に払い出されたことが確認でき、当該時点において、申立期間は過年度納付によることとなるが、A市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、A市によると、集金人は国庫金となる過年度保険料を収納していなかったとしている。

また、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年12月まで

私は、3歳頃から家族で海外に在住し、昭和54年12月に帰国した。帰国手続がほぼ完了した53年の終わり頃、先に帰国していた母との電話での会話の中で、私が帰国した後も困らないように、私の国民年金の加入手続を行ってくれたという話を聞いた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年12月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されており、前後の被保険者の記録から同年10月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合せず、当該時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

なお、申立人は、昭和54年12月27日まで海外に在住していたと供述しているところ、当時の国民年金法によると、海外在住の邦人は国民年金の適用除外者であるが、所持する年金手帳に初めて被保険者となった日として53年12月27日と記載されている。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私は、昭和45年12月頃、私がA市役所で国民健康保険の加入手続をする際、国民年金もセットであるとの説明を受け、同時に夫婦の国民年金の加入手続を行った。役所から集金人が来てくれ、3か月ごとに国民年金保険料を納付し、受け取った領収書は年金手帳に挟んだ記憶がある。時期は忘れたが口座振替の手続もしたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月頃、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和46年11月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、45年12月から46年3月までは過年度保険料となるところ、A市によると、集金人は過年度保険料を収納しなかったとしており、申立内容とは符合しない。

また、上記手帳記号番号払出しの時点において、昭和45年12月から46年3月までは過年度納付、同年4月以降は現年度納付が可能なものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付及び現年度納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って国民年金保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年8月まで

私が60歳になった頃に、自宅に社会保険事務所（当時）から納付書が届き、申立期間の国民年金保険料を1枚の納付書により銀行で一括納付したはずであるので、調査してほしい。

なお、申立期間は、前回、第三者委員会により、あっせんされて訂正された昭和61年1月から同年3月までに後続する期間である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が60歳になった頃に、自宅に社会保険事務所から納付書が届いたので、申立期間の国民年金保険料を銀行で一括納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に対して平成元年7月10日に過年度納付書が作成されていることが確認できるものの、この時点において、申立期間のうち、昭和61年4月から62年5月までは時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間の保険料を一括して納付したとする主張とも相違する。

なお、申立人は、前回の申立てをした際にも申立期間直前の昭和61年1月から同年3月までを含め申立期間の国民年金保険料を納付書で納付したのは1回のみであると主張している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から52年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私は、20歳になった頃は大学生であり、年金のことはよく知らなかったが、父親から国民年金に加入するよう強く勧められ、A市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を父親に負担してもらって自分自身で近所の郵便局に納付していた。当時は年金を納めている学生は少なく、友人に珍しがられたことが今でも強く印象に残っている。また、その後の保険料は、大学の奨学金の返済と一緒に近所の金融機関で納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃は大学生であったが、国民年金の任意加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は申立人の父親に負担してもらって、申立人自身が郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和54年12月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人の上記の国民年金加入手続時点からみて、国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人の当時の国民年金保険被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付し

たとする記録は見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険加入による昭和52年4月の国民年金被保険者資格喪失及び53年4月の同資格取得について、56年6月4日を届出日として遡って記録されていることが確認できることから、申立期間①の始期である49年12月から申立期間②の終期である54年3月までの期間について国民年金保険料が納付済みであったとすれば、当該厚生年金保険被保険者期間における国民年金保険料は還付されることとなるが、特殊台帳においてその記録は見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年8月から60年3月まで

私は、昭和52年からA事業所に就職し、事業主の自宅に住み込みで平成4年3月まで勤務していた。20歳になった時、事業主に国民年金の加入を勧められて加入することとし、事業主又はその奥さんが加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、郵送で届いた納付書により銀行で納付していた。前納の方が安くなると勧められ、前納したこともあった。

当時は住み込みでひたすら働いていた時期で、保険料が納付できないような状況ではなく、昭和57年に両親がB市に家を購入した時も、資金を工面したこともあった。国民年金の保険料は間違いなく納付しており、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、事業主から勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年6月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認されることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた上記の時点（昭和60年6月頃）では、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、オンライン記録において申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人から保険料を遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年10月までの期間及び5年9月から7年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から平成元年10月まで
② 平成5年9月から7年8月まで

申立期間①については、それまで勤務していた会社を退職し、昭和62年1月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局又は信用金庫で毎月納付した。

申立期間②については、平成7年8月頃に国民年金の再加入手続を行い、2年間分については遡って支払うことが可能であるとの説明を受けたため、申立期間の国民年金保険料（20数万円）を一括してA市役所で納付した。

申立期間①及び②に係る国民年金保険料が未納とされているため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、会社を退職後の昭和62年1月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局又は信用金庫で毎月納付し、申立期間②について、平成7年8月頃に国民年金の再加入手続を行い、遡って納付することが可能な2年間の保険料を一括してA市役所で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金記録は平成9年1月1日から導入された基礎年金番号により管理されていることが確認できることから、申立人は当該日以降に国民年金の

加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①及び②に係る国民年金被保険者期間は、申立人が所持する年金手帳（青色）の交付年月日と同日である平成9年11月13日に入力されていることがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成8年3月から9年3月までの国民年金保険料（15万9,300円）を同年11月28日に過年度納付し、同年4月から同年10月までの保険料（8万9,600円）を同年10月23日に現年度納付していることが、オンライン記録において確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年7月までの期間及び45年2月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から44年7月まで
② 昭和45年2月から52年3月まで

私は、結婚前は国民年金に加入していなかったが、長女を出産した昭和50年*月から半年ほどの間に、母から、特例措置により国民年金保険料を遡って納付することを勧められ、A市役所で国民年金加入の手続きを行い、20歳からの未納分をまとめて同市役所の窓口で納付したので、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月から半年ほどの間に、特例納付制度により申立期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されたことが確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認されることから、当該月は、特例納付実施時期ではないことから、申立内容とは符合せず、特例納付が行われた場合、その納付期間等を記録することとされている当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を特例納付した記録は見当たらない。

また、上記加入手続時点では、特例納付の実施期間ではないことから、申立期間①及び②のうち昭和50年12月以前の期間については、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、51年1月から52年3月までの期間は過年度納付が可能であるものの、特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年6月までの期間及び58年5月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から56年6月まで
② 昭和58年5月から59年3月まで

私が20歳となった昭和55年*月頃、父親が、A町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、私が会社に就職するまでの申立期間①及び会社を退職してから結婚するまでの申立期間②の国民年金保険料を、毎月、自宅で婦人会の集金人に、両親の保険料と一緒に納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和55年*月頃、申立人の父親が、A町役場で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を、婦人会の集金人に、申立人の両親の保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年10月に婚姻後の姓で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、申立人が所持する年金手帳及びA町の国民年金被保険者名簿において昭和59年4月16日と記載されていることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年3月まで

私は、昭和45年12月頃、妻がA市役所で国民健康保険の加入手続をする際、国民年金もセットであるとの説明を受け、同時に夫婦の国民年金の加入手続を行った。役所から集金人が来てくれ、3か月ごとに国民年金保険料を納付し、受け取った領収書は年金手帳に挟んだ記憶がある。時期は忘れたが口座振替の手続もしたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月頃、申立人の妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和46年11月頃に払い出されており、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、45年12月から46年3月までは過年度保険料となるところ、A市によると、集金人は過年度保険料を収納しなかったとしており、申立内容とは符合しない。

また、上記手帳記号番号払出しの時点において、昭和45年12月から46年3月までは過年度納付、同年4月以降は現年度納付が可能なものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付及び現年度納付した記録は見当たらず、申立人からも遡って国民年金保険料を納付したとする主張は無い。

さらに、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月頃から46年3月15日まで
② 昭和46年4月30日から同年6月15日まで
③ 昭和48年11月21日から51年1月1日まで

私は、昭和45年5月頃から50年12月31日まで、A社に勤務した。しかし、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は、昭和45年5月頃からA社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間①から③までに厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員48人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、23人から回答を得たところ、そのうちの一人は、「A社が設立された昭和45年5月に申立人はいなかった。時期は不明だが、元上司の紹介で同月以降に入社してきた。」と証言している。

また、申立人が記憶する元上司は、「私が総務部長だった時に申立人と面接し入社させた。私自身の入社時期については不明である。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、当該元上司のA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日であることが確認できる。

さらに、A社は、昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同日より前の期間については適用事業所となる前の期間であることが確認できるところ、上記複数の元従業員からは、同社が

適用事業所となる前の期間について、給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠を得ることはできない。

加えて、A社は、既に廃業しており、申立期間当時の事業主は死亡しているため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社に継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、上記元従業員のうち一人は、「申立人は金銭的な事情で申立事業所を一旦辞めたものの、『もう一度働きたい。』と再入社したと記憶している。」と証言している。

また、上記被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和46年4月30日と記載されており、オンライン記録と一致している上、健康保険被保険者証の返却を示す「返」の文字が確認でき、ほか記載内容に不備は認められない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A社には昭和50年12月末日まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和48年11月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、上記複数の元従業員からは、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、上記元従業員のうち一人は、「A社が事実上の倒産をした時、経営陣から『独立して、これまでの業務を続行したい者には支援する。』と言われ、私は個人経営の事業所を作り業務を続けた。申立人も同様に、独立したと思う。」と証言している。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 25 日から 2 年程度

私は、A社B工場（現在は、C社）に勤務し、厚生年金保険に加入し、D部のキャプテンとして活動していた。同社には2年間程度勤めていたが、厚生年金保険の記録が全く無いので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B工場で勤務した。同社では、D部のキャプテンを務めた。」と主張し、昭和30年10月及び31年11月に撮影したとするD部の集合写真（「A社」のゼッケンが確認できる。）を提出しているところ、元従業員の一人が、「私は昼休みにDをしていたが、E（申立人の旧姓と同姓）というDの上手な女性がいた。」と証言している。

しかしながら、申立人は「A社には2年程度勤務した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の始期の昭和30年1月25日にF社において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、申立期間中の同年11月27日にG社において同資格を取得していることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、C社では、「会社の再編、合併等により、A社当時の資料は保管されておらず、申立期間当時の申立人の勤務形態や保険料控除等については分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人はD部で一緒だったとする元同僚として、3人の姓を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、連絡先は不明であることから、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間頃に被保険者記

録を有する当該3人と同姓の女性を調査したものの、全員連絡先不明のため、これらの者から申立人の勤務状況について確認することができない上、「Dの上手だったEさんがいた。」と証言する上記の元従業員も、「私とは別の仕事場だったので、Eさんの下の名前や、勤務期間等は全く分からない。」と供述している。

加えて、申立人は総務担当者の姓を記憶しているところ、A社B工場に係る被保険者名簿を確認しても、同姓の被保険者が見当たらない上、当該被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録を有する元従業員のうち、連絡先の判明した17人に照会し、11人から回答が得られたものの、申立人と同様にH作業をしていたとする二人を含め、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務状況についての証言が得られない。

その上、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から24年4月11日まで
② 昭和24年5月1日から25年1月11日まで
③ 昭和25年1月12日から同年8月11日まで
④ 昭和28年2月20日から同年7月30日まで
⑤ 昭和28年7月30日から同年11月10日まで
⑥ 昭和32年3月29日から同年4月3日まで
⑦ 昭和34年11月6日から35年1月6日まで

申立期間①については、船員手帳には昭和23年10月1日から24年4月11日まで、A社が所有していた「B丸」に乗船していた記載がある。

申立期間②については、船員手帳には昭和24年5月1日から25年1月11日まで、C氏が所有していた「D丸」に乗船していた記載がある。

申立期間③については、船員手帳には昭和25年1月12日から同年8月11日まで、E氏が所有していた「F丸」に乗船していた記載がある。

申立期間④については、船員手帳には昭和28年2月20日から同年7月30日まで、G氏が所有していた「H丸」に乗船していた記載がある。

申立期間⑤については、船員手帳には昭和28年7月30日から同年11月10日まで、I社が所有していた「J丸」に乗船していた記載がある。同年9月20日からは、Gに係る船員保険加入記録があることは承知しているが、船員手帳に記載されているとおりI社の船にも乗り組んでいた。

申立期間⑥については、船員手帳には昭和28年11月10日から32年4月3日まで、G氏が所有していた「H丸」に乗船していた記載がある。

しかしながら、昭和32年3月29日から同年4月3日までの期間について、船員保険の加入記録がない。

申立期間⑦については、船員手帳には昭和34年11月6日から35年1月

6日まで、K氏が所有していた「L丸」に乗船していた記載がある。

それぞれの期間について、船員保険に加入していたはずなので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する船員手帳により、申立人は申立期間①はB丸、申立期間②はD丸、申立期間③はF丸、申立期間④及び⑥はH丸、申立期間⑤はJ丸並びに申立期間⑦はL丸に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、船員手帳の雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

2 申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦について、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）を確認しても、申立事業所に係る被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においても、当該期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

3 申立期間①について、A社の後継会社であるM社は、「当時の関係資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

4 申立期間②について、船員手帳に記載されているD丸の船長も、申立期間②において船員保険の被保険者であったことを確認できない上、当該手帳に記載されている船舶所有者及び船長は、住所不明又は既に死亡しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

5 申立期間③について、船員手帳に記載されている船舶所有者及び船長は住所不明又は既に死亡しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

6 申立期間④及び⑥について、船員手帳に記載されている船舶所有者は既に死亡しており、申立人の申立期間④及び⑥における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

7 申立期間⑤について、当該期間のうち昭和28年7月30日から同年9月20日までの期間について、申立人に係る旧台帳を確認しても、船員保険の被保険者記録は確認できない上、申立事業所に係る被保険者名簿においても、当該期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所（船舶所有者）は、既に清算終了されており、申立人の申立期間⑤における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立期間⑤のうち、昭和28年9月20日から同年11月10日までについては、別の事業所に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

8 申立期間⑦について、船員手帳に記載されている船舶所有者は、連絡先不明のため、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び船員保険料の控除等について確認することができない。

9 このほか、申立人が申立期間①から⑦までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 10 月から 12 年 9 月まで
② 平成 12 年 10 月から 13 年 7 月まで
③ 平成 14 年 2 月から 15 年 6 月まで

私は平成 22 年 3 月に A 社を退職後、自分の年金記録が低く記録されていることを知った。給与明細等の資料を提出するので、申立期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与所得の源泉徴収票（平成 11 年分、13 年分、15 年分）、市・県民税特別徴収税額の通知書（平成 13 年度分から 15 年度分）及び給与支払明細書（平成 13 年 2 月分、同年 4 月分から同年 7 月分、14 年 2 月分から同年 6 月分、同年 8 月分から同年 10 月分、15 年 1 月分から同年 6 月分）から判断すると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間の前後を通じて同社の取締役の地位にあったことが確認でき、同社は「申立人は、申立期間当時、社業全般を担当していた。」と回答しており、申立人も同様の供述をしている上、申立人は、「申立期間当時、役員会において、経営状態の打開の方策の一つとして、給与の支払額及び標準報酬月額の下げの措置について話し合ったことがある。」と供述しており、B 年金事務所が保管する同社に係る滞納処分票（平成 13 年度及び 14 年度）には、「平成 14 年 2 月 13 日、A 社代表者 C 氏来所」の記載、及び取締役社長との肩書を記載した申立人の名刺が添付されていることが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。) 第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月3日から同年10月2日まで
② 平成6年4月5日から同年6月2日まで
③ 平成6年7月1日から同年8月1日まで
④ 平成7年9月1日から同年10月1日まで

私は、平成5年9月3日から同年10月1日まではA校に（申立期間①）、6年4月5日から同年6月1日まではB校に（申立期間②）、同年7月1日から同年同月31日まではC校に（申立期間③）、それぞれ臨時講師として勤務していたのに、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、私は、平成7年4月1日から8年3月31日まで、D校に臨時講師として勤務し、共済組合に加入する7年10月1日まで厚生年金保険に加入し、給与明細書では同年9月分と同保険料が控除されているにもかかわらず、同年9月1日から同年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間④）。

調査の上、上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人が保有する人事通知書により、申立人は、当該期間において、その主張する学校において臨時講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、県立学校臨時的任用教職員に係る社会保険等取扱要領によると、臨時的に任用される教職員は、引き続く任用期間が当初から通算して2か月を超えることとなる発令の日、厚生年金保険の被保険者資格を取得するとされており、教育委員会は、「申立人については、申立期間①、②及び③において、2か月を超える任用期間の発令を受けていないため、厚生年金保険に加入させ

ておらず、同保険料も控除していない。」と回答している。

申立期間④について、申立人が保有する人事通知書により、申立人は、平成7年4月1日から8年3月31日まで、D校に臨時講師として勤務していたことが確認できる。

しかし、共済組合は、「申立人は、平成7年9月1日から8年3月31日まで共済組合に加入している。」と回答している上、申立人が保有している平成7年9月の給与明細書によると、給与から同年同月の共済組合長期掛金が控除されていることが確認できる。

一方、上記の給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、これについて、D校は、「共済組合長期掛金とは異なり、厚生年金保険料は翌月控除であるため、平成7年9月の給与から同年8月の同保険料を控除している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
② 平成 10 年 6 月頃から 11 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間（申立期間①）及びB社に勤務した期間のうち、申立期間②について加入記録が無いとの回答があった。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 9 月 18 日から 10 年 3 月 31 日までの期間は、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の書類は一切保存されていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人は、「A社には定時制高校に通学しながら勤務していた。名前は記憶していないが、同年代の複数の同僚がいた。」と主張しているところ、申立期間当時、同社において申立人と同年代の者の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間に同社において被保険者記録が確認できる従業員を抽出し、住所が判明した 10 人に照会したところ、回答があった二人は、「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成 7 年 3 月 3 日から 9 年 12 月 1 日までの期間は申立人の父親、10 年 3 月 23 日から 11 年 5 月 7 日までの期間は申立人の母親のそれぞれ健康保険の被扶養者

として認定されていることが確認できる上、申立人自身も「定時制高校に通学していた当時、父親又は母親の健康保険証を何度か使用した記憶がある。」と供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は見られない。

- 2 申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち、平成10年6月15日から11年6月20日までの期間は、B社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の元事業主から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の同保険の資格取得日は平成11年4月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、B社の元事業主は、「当社は平成14年に廃業し、当時の賃金台帳等は無い。申立人は知人の紹介で入社した経緯があり、何らかの事情（本人の希望等）により厚生年金保険の加入手続を行っていなかったかも知れない。また、同保険に未加入の従業員の給与から保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間のうち、平成10年3月23日から11年5月7日までの期間は母親の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
② 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 1 日から 52 年 11 月 30 日まで

私は、申立期間①についてはA社B工場で、申立期間②についてはC社のD事業所で、申立期間③についてはE事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B工場で勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張している。

しかしながら、A社は昭和 46 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の役員等の所在も不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は元上司 3 人を記憶しているところ、そのうち、唯一所在の判明した一人は、「A社B工場では、入社後一定期間（試用期間）経過後に厚生年金保険に加入したと思う。私の場合も入社後一定期間厚生年金保険に加入していない。」と証言している上、申立期間①において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在の確認できた 15 人に照会し（上記の元上司一人を含む。）5 人から回答を得たが、当該 5 人全員が「申立人を覚えていない。」と証言しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入等について証言を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人は、「C社のD事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張している。

しかしながら、C社は、「当時の資料は残っておらず、申立人に係る状況等は不明。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない上、当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在の確認できた4人に照会し、そのうちの二人から回答を得たが、当該二人は共に「申立人を覚えていない。」と証言しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入等について証言を得ることができない。

また、申立期間②におけるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人の記憶する「E事業所」の本社所在地を管轄する法務局において、該当する法人登記は見当たらない上、申立人は、当該事業所の名称について詳しく記憶していないことから、申立てに係る事業所を特定することが困難であり、申立人から提出された写真からは勤務期間を特定することができない。

- 4 加えて、申立人の申立期間①から③までについて、雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 37 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 39 年 1 月頃から同年 12 月 31 日まで
⑤ 昭和 40 年 1 月頃から同年 7 月頃まで
⑥ 昭和 40 年 8 月頃から同年 12 月 31 日まで
⑦ 昭和 41 年 1 月頃から同年 4 月 30 日まで
⑧ 昭和 45 年 7 月頃から 46 年 4 月 30 日まで

申立期間①から⑧までにおいて、それぞれ勤務していたにもかかわらず、年金記録が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社（現在は、B社）で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①にA社において厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 19 人に照会し、13 人から回答を得たところ、一人は申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について明確な証言は得られない上、7人は、「1か月から3か月の試用期間があった。」と証言し、そのうちの3人は、「試用期間中は厚生年金保険料の控除は無かった。」旨それぞれ証言している。

また、上記7人のうちの元給与事務担当者は、「申立期間①当時は、C業務に携わる従業員はすぐに辞めてしまう者が多かったので、ほとんど社会保険には加入させていなかった。長く続くことを確認してから加入させていたと思う。」と証言しており、当該事業所では従業員を入社と同時に厚生年金

保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、B社は、「当時の記録書類の保存が無い為、不明です。」と回答している上、申立人が記憶する元同僚二人のうち一人は既に死亡しており、他の一人は、「申立人のことは記憶に無い。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に申立人の氏名は確認できない上、申立期間①の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「D社（現在は、B社）で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間②にD社において厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 20 人に照会し、13 人から回答があったものの、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について明確な証言は得られない。

また、上記 13 人のうちC業務の管理に携わっていた 3 人は、「1 か月から 6 か月の試用期間があった。」旨それぞれ証言している上、一人は、「入社日と厚生年金保険の資格取得日に 1 年の相違がある。」と証言している。

さらに、B社は、「当時の記録書類の保存が無い為、不明です。」と回答している上、D社に係る被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、申立期間②の健康保険整理番号に欠番は無いなど、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、複数の元同僚の証言から、申立人が当該期間において、E社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間③にE社において厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 13 人に照会し、5 人から回答があったところ、申立人が記憶する元同僚は、「申立人は社会保険には加入させてもらっていないと思う。」と証言し、二人は、「常勤でも本人の希望で社会保険に未加入の者がいた。」とそれぞれ証言している上、元給与事務担当者は、「私は、昭和 35 年に入社したが、厚生年金保険の記録は 38 年 1 月 5 日からしか無い。会社が社会保険の適用事業所となった 36 年 2 月 11 日には加入させてもらえなかった。当時は、社長の指示で手続をしていた。従業員は、最初は臨時扱いで、長く勤務しなければ社会保険には加入させてもらえなかった。」と証言している。

また、E社に係る被保険者原票において、申立人が元同僚として記憶する 4 人の氏名は確認できない。

さらに、E社は既に解散しており、元事業主の所在も確認できない上、同社に係る被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、申立期間③の健康保険

整理番号に欠番は無いなど、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「F市のG事業所で勤務していた。」と主張しているものの、健康保険厚生年金保険事業所名簿（以下「事業所名簿」という。）において、H県にG事業所及び同社と類似する事業所名は確認できない上、所在地を管轄する法務局によると、申立てに係る事業所があったとする住所地にG事業所に係る商業登記は確認できない。

また、申立人は、元事業主及び元同僚二人の氏名を記憶しているものの、当該事業主を特定することができない上、元同僚二人については、名字のみの記憶しか無く、これらの者に照会することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「I市のJ社で勤務していた。」と主張しているものの、事業所名簿において、K県にJ社及び同社と類似する事業所名は確認できない上、所在地を管轄する法務局によると、申立てに係る事業所があったとする住所地にJ社に係る商業登記は確認できない。

また、申立人はJ社の事業主及び元同僚二人の氏名について名字のみの記憶しか無く、これらの者に照会することができない上、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「L社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、申立期間⑥にL社において厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員8人に照会し、5人から回答を得たものの、申立人を記憶している者は無く、申立人の申立期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について明確な証言は得られない。

また、上記5人のうち3人は、「試用期間が3か月くらいあり、すぐには正社員になれなかった。」、「試用期間中は保険料を控除されていなかった。本人の希望で常勤でも社会保険に加入しない者がいた。」、「自身の入社日と厚生年金保険の資格取得日に8か月の相違がある。」とそれぞれ証言しており、当該事業所では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、L社は、昭和40年9月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主が同一であることが確認できるM社は、同年11月1日に同保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間のうち、40年9月28日から同年11月1日までの期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間である上、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）においても、申立人の氏名は確認できず、申立期間⑥にL社及びM社において、健康保険整理番号に欠番は無いなど、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、M社も既に解散しており、元事業主の所在も確認できない上、申

立期間⑥に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

7 申立期間⑦について、申立人は、「N社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間⑦にN社において厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 11 人に照会し、8 人から回答があったところ、5 人が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日に相違がある。」と証言している上、そのうちの申立人を記憶していた 1 人を含む 3 人は、「試用期間があった。」、「試用期間が 5 か月ほどあった。試用期間中は保険料を控除されていなかった。」とそれぞれ回答しており、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、N社は既に解散しており元事業主の所在も確認できない上、同社に係る被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間⑦の健康保険整理番号に欠番は無いなど、申立人の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑦に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

8 申立期間⑧について、申立人は、「O社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、O社の事業主は、「申立期間当時は、事業所が社会保険に加入していなかったため、従業員は誰も厚生年金保険に加入していなかった。先々代の社長が給与担当事務をしていたが、既に死亡しており、申立人についての資料は保存されておらず不明である。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、「O社には、E社の元同僚と一緒に勤務していた。」と供述しているところ、当該元同僚の厚生年金保険の被保険者記録も当該事業所において確認できない。

さらに、申立期間⑧に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

9 申立期間②のうち、昭和 37 年 12 月 18 日から同年 12 月 31 日までの期間及び申立期間③から⑧までについては、国民年金納付済期間であり、申立人が前回の国民年金の申立てにより記録訂正となった期間であることが確認できる。

10 このほか、申立人が申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
② 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
④ 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで
⑥ 平成 9 年 10 月 1 日から 15 年 7 月 1 日まで

私がA社で勤務した期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る標準報酬月額がその前の期間と比べて下がっているが、当時は多忙で、給与が下がったとは考えられないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立人は、「当該期間の給与額がその前の期間よりも下がっているはずがないのに、標準報酬月額が下がっているのはおかしい。」と主張している。

しかし、申立期間①、②及び③について、A社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録を有する申立人と同年代の被保険者 22 人（申立人と同職種であったとする者 5 人を含む。）と比較しても、申立人の標準報酬月額に不自然さは無い上、当該期間の同月額がその前の期間の標準報酬月額よりも下がっている被保険者が複数確認できる。

また、上記 22 人のうち住所が判明した 15 人に文書照会を行い、9 人から回答が有り、そのうちの 8 人は、「自身の標準報酬月額は、支給されていた給与額とおおむね一致する。」と証言している。

さらに、A社は、「賃金台帳等の当時の関係資料が無いため詳細は不明だが、

申立人からは標準報酬月額に見合った保険料を控除していたと思う。」と回答している。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

一方、申立期間④、⑤及び⑥について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間④、⑤及び⑥については、事業所から提出された賃金台帳により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はそれを下回る金額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

兵庫厚生年金 事案 4377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 17 日から 63 年 10 月 17 日まで

私は、昭和 62 年 12 月 17 日から 63 年 10 月 17 日まで A 市 B 局 C 部（現在は、同市 D 局 C 部）で臨時的任用職員として勤務していたが、国の年金記録では、同期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において A 市 B 局 C 部に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、A 市 B 局 C 部（同部の各課を含む。）が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A 市 D 局 C 部は、「当時の関係資料は廃棄済みであるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、「当時、私が所属していた部署における臨時的任用職員は私一人だけであった。」と供述しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 12 月 31 日まで
私は、昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）C 支店又は同社 D 支店で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社 C 支店又は同社 D 支店で昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 12 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A 社 D 支店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、B 社は、「当社には、D 支店は無い。」と回答している。

また、オンライン記録により、A 社 C 支店で昭和 20 年 5 月 1 日から 21 年 8 月 31 日までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、所在が確認できた 28 人に照会したが、回答のあった 17 人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、B 社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4379 (事案 796 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年1月21日まで
② 昭和23年4月1日から25年11月20日まで
③ 昭和25年12月13日から37年10月6日まで

脱退手当金の支給決定日当時は、子供の面倒を見ながら病院通いをしていたので、脱退手当金を受け取る時間が無かったはずである。

また、A社B事業所の元同僚が、私が脱退手当金をもらっていないことについて証言してくれると思うので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年3月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、ii) 申立期間③に係る事業所において、35年から39年までの間に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性22人のうち19人(申立人を含む。)について脱退手当金が支給決定されていることが確認できること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年8月付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金の支給決定日当時は、子供の面倒を見ながら病院通いをしていたので、脱退手当金を受け取る時間が無かったはずである。また、A社B事業所の元同僚が、私が脱退手当金をもらっていないことについて証言してくれると思うので、再度調査をしてほしい。」と申し立てている。

しかし、当事務室が申立人に今回の申立内容を確認したところ、申立人が面倒を見ていたとする子供は、申立人の長男の子供(申立人の孫)のことであり、

脱退手当金の支給決定日当時とは時期が相違する。

また、申立人が挙げたA社B事業所の複数の元同僚を調査したが、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4380（事案 2351 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 1 日から 34 年 8 月 31 日まで

私は、申立期間にA社B支店に勤務した。申立期間中に健康保険を使って治療を受けた記憶があるので厚生年金保険にも加入していたはずだ。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の氏名及び申立人が記憶している元上司の氏名は確認できない上、被保険者名簿により、申立期間に在籍し所在が確認できた 15 人に照会し、8 人から回答を得たところ、8 人全員が申立人を覚えていないと回答していること、ii) A社人事部長が、「先輩から聞いた話によると、C社員には、特定の季節だけ雇用された短期社員と、1年を通して雇用された長期社員がいたらしく、短期社員は厚生年金保険には加入していなかったようだ。申立人は、C社員として在籍しながら厚生年金保険に加入していないとすると、短期社員であった可能性が考えられる。」と回答していること、iii) 申立期間当時、同社D支店に在籍した元社員の一人が、「E工場においても、短期社員で厚生年金保険に加入できない者が大勢在籍していた。時期は定かではないが、短期社員が行政指導を仰ぎ、会社側と団体交渉して身分保障を求めたことがある。」と証言していること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 22 年 11 月 15 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「申立期間に医療機関で診療を受けた。その際に健康保険を使った。」と主張し、治療を受けた医療機関として二か所を挙げているが、一方の診療機関は、「当時の治療記録は保存していない。」と回答して

おり、もう一方の医療機関は、所在が確認できないことから、ともに申立人の健康保険に係る主張を確認することができない。

また、今回新たに、A社B支店に係る被保険者名簿により、申立期間に在籍し所在が確認できた元従業員5人に追加照会し、1人から回答を得たものの、当該元従業員は、「F市（当時）及びG市（当時）の主任としてC社員を掌握していたが、申立人の氏名に記憶は無い。申立人は、勤務していたとしても、短期社員だったのではないか。短期社員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 27 日から 40 年 10 月 12 日まで
私は、昭和 42 年 2 月 25 日に申立期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「42. 2. 6 再受付」、「小切手 42. 2. 25 交付済」の押印が確認できる上、脱退手当金計算書に記載されている支給月数及び支給額は申立期間から算出される支給月数及び支給額に一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 14 日から 43 年 2 月 22 日まで
② 昭和 43 年 4 月 26 日から 46 年 9 月 21 日まで

私は、申立期間について脱退手当金を受給していることになっていることを今回初めて知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「46 脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 11 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年7月1日から20年1月31日まで
② 昭和28年4月1日から同年10月2日まで

私は、昭和19年夏から20年1月31日まで学徒動員として、A市B地区にあるC社で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が欠落している（申立期間①）。

また、昭和28年4月1日からは、D県にあったE社に就職し、働いていたが、同年4月1日から同年10月2日までの厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C社の所在地や職務内容及び元同僚の氏名を記憶していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤労働員学徒としてC社と一緒に勤務していたと記憶する元同僚は、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、C社に係る被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は確認できない上、健康保険整理番号に欠落は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

なお、昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には

該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）に明文化されている。

申立期間②について、E 社で申立期間②に厚生年金保険被保険者記録を有し、かつ所在が確認できた当時の従業員二人に照会したが、当該従業員二人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、上記従業員二人のうち一人は、「申立期間②当時、私は社会保険事務を担当しており、新規採用者については、入社後すぐに厚生年金保険の資格取得手続を行っていた。」と証言している。

さらに、E 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、E 社に係る被保険者名簿によると、申立人が一緒に入社したと記憶する元同僚は、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 61 年 4 月 2 日から 62 年 4 月 7 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの間、A社にB職として勤務し、C業務に従事した。また、61年4月2日から62年4月7日までの間（期間はもっと短かったかもしれない。）、D社に勤務し、C業務に従事した。いずれにおいても、厚生年金保険に加入していたはずだが、年金記録が無い。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E局が保管する人事記録により、申立人は、申立期間において、B職としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E局は、「B職の厚生年金保険の加入手続は、各社で行っているため、詳細は分からない。」と回答している上、A社も、「書類の保存期限が過ぎているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、A社において、申立人と同時期にB職として採用された者は、申立人以外に3人が確認されるところ、オンライン記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者の中に3人の氏名は確認できない上、3人のうちの1人は、「私もB職だった1か月間は年金記録が無い。保険料控除があったかどうかは記憶していない。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらな

い。

申立期間②について、複数の元従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、D社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記元従業員のうちの一人は、「申立人は、入社の手続を渋り、事務担当者から催促されていたことがあった。申立人の勤務期間は、1か月から3か月くらいの短期間だったように思う。」旨、証言している。

また、D社は、「申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の取扱いが分かる記録は残っておらず、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」と回答している上、F厚生年金基金は、「D社は、昭和46年2月に当基金に加入したところ、同社に係る加入員の中に申立人の氏名は見当たらない。申立人が最初に当基金の加入員になったのは、平成6年4月であり、同社とは別の事業所である。」と回答している。

さらに、D社に係るオンライン記録及び被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 6 月 1 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 11 日まで

申立期間①の期間について、当初支給された給与は、本来支給されるべき給与より低額であったので、会社と交渉し差額分を追加支給してもらった。しかし、会社が作成した追加給計算表の金額と振込額に差があったことから、その差額分には社会保険料の控除額が含まれており、標準報酬月額も当初の額よりも増額されているものと思っていたにもかかわらず、増額されていないことに納得できない。

また、申立期間②について、通勤定期代が含まれていない報酬月額により、標準報酬月額が決定されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「追加支給された給与を見ると、会社が作成した追加給計算表の金額と振込額に差があったことから、その差額分は社会保険料の控除額であり、標準報酬月額も当初の額よりも増額されているものと思っていたにもかかわらず、増額されていないことに納得できない。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出のあったA社が作成した「追加給計算表」における追加給（153万9,350円）と申立人の口座に係る入出金履歴における振込額（137万7,796円）とを比較すると、16万1,554円の差額があることが確認できるところ、同社から提出のあった総勘定元帳を見ると、労働保険料勘定における申立人に係る保険料控除額は8,466円、所得源泉税勘定における申立人に係る所得税控除額は15万3,088円であることが確認でき、

その合計額は16万1,554円となり、当該差額と一致していることから、当該差額は雇用保険料及び所得税の控除額であり、当該追加給から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これについて、A社は、「申立人に係る追加給と振込額との差額は、雇用保険料（8,466円）及び源泉所得税（15万3,088円）の控除分である。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人は、「通勤定期代が含まれていない報酬月額により、標準報酬月額が決定されている。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった給与明細書（一部）、A社から提出のあった申立人に係る源泉徴収簿兼賃金台帳及び総勘定元帳を基に、同社から社会保険事務所（当時）に提出された昭和63年8月2日、平成2年4月11日及び3年5月22日の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書、及び元年8月1日、2年8月1日、3年8月1日の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を見ると、申立人には、通勤定期代は給与とは別に現金支給されており、社会保険事務所には、通勤定期代を含んだ報酬月額で届出が行われていることが確認できる。

これについて、A社は、「申立人については、通勤定期代は現金（当初は現物）で支給しており、社会保険事務所には、通勤定期代も含めた総支給額により届出をしている。」と回答している。

また、申立期間②のうち、昭和63年1月1日から平成4年6月1日までの期間及び平成15年1月1日から17年3月1日までの期間について、申立人から提出のあった給与明細書、A社から提出のあった賃金台帳及び総勘定元帳（通勤手当）を見ると、当該期間に係る事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、上記期間以外の期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主から、総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等の提出もないことから、申立人の当該期間に係る保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

3 このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する追加給及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連

資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、その主張する追加給及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から36年9月1日まで
② 昭和50年3月から55年8月まで

私は、昭和25年4月頃から36年8月までの期間はA社（現在は、B社）において、50年3月頃から55年8月頃までの期間はC社においてそれぞれ勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和25年4月から36年9月1日までの期間、A社において、D社（当時）の現場で勤務していた。」と主張しているところ、申立人がA社の同じ職場で勤務していたと記憶する工場長に係る厚生年金保険被保険者記録が申立期間において確認できること及び元従業員の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社の現場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間のうち、昭和32年以降の書類は保管しているので確認したが、申立人の厚生年金保険の加入状況等の届出については確認できないことから、申立人は正社員ではなかったと考えられる。当時、D社には当社の下請業者が多数出入りしており、当該下請業者に雇用され、当社の現場で勤務していた労働者は多くいた。しかし、当該下請業者の関係資料は保管していない。また、申立人が記憶する工場長は、当社の正社員であり、D社の請負現場で勤務していることから、厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

また、申立人が一緒に勤務し、名字のみを記憶する元同僚8人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」とい

う。)を確認したが、当該8人について氏名を特定することができないことから、同僚調査を行うことができない。

さらに、A社に係る被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員362人のうち、1年以上継続して勤務し連絡先が判明した20人に照会したところ、15人から回答があり、そのうち14人は申立人を記憶しておらず、残る一人は、「申立人の名前は記憶にあるが、他のことは何も分からない。」と供述している上、申立期間当時の同社における労務担当者は、「私は昭和27年4月から平成8年10月までの間、同社に勤務していたが申立人のことは知らない。申立期間当時の厚生年金保険は、社員・工員・雇員は強制加入、日雇・下請は適用外だった。」、他にD社で現場の管理業務等を行っていた元従業員の一人も、「申立人の名前に覚えは無い。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について供述を得ることができない。

加えて、A社に係る被保険者名簿を見ると、昭和25年4月から34年9月までの期間において、被保険者資格を取得している者は362人(健康保険記号番号63番から424番まで)確認できるものの、申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は見られない。

2 申立期間②について、申立人は、「昭和50年3月から55年8月までの期間、E市に所在し、F社の下請事業所であったC社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、当時の事業主及び一緒に勤務していた元同僚の氏名を全く記憶しておらず、事業主及び同僚調査等を行うことができない。

また、申立人は、「C社は、E市に事業所があった。」と主張しているが、オンライン事業所索引簿により、E市内において当該事業所名を検索したが、申立期間に同市において当該事業所を確認することができない。

さらに、申立人は、「C社はF社の下請事業所であった。」と主張しているところ、同社に下請事業所について照会したところ、「当時の下請業者の事業所名等の資料は残っていない。」と回答している。

一方、申立人は、勤務時期等について記憶が曖昧なことから、申立期間前についても検索したところ、E市に、申立期間前の昭和47年9月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、G社が確認できるところ、同社に係る被保険者名簿により、41年7月25日から47年9月28日までの期間に勤務していた元従業員21人のうち、連絡先が判明した11人に照会したところ、回答があった10人とも、「申立人を記憶していない。」と供述しており、同社の元事業主の娘も、「申立期間に人を雇用することはあり得ない。閉鎖してからは工場ごと他人に貸していた。その事業所名は覚えていない。」と供述している上、同社に係る被保険者名簿を見ると、41年7月25日から47年9月28日までの期間に、被保険者資格を取得している

者は20人（健康保険記号番号50番から69番まで）確認できるものの、申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は見られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年4月1日まで

亡き夫は、A社から、B社へ出向で役員として勤務していた。その後、A社を退職し、B社に転籍したが、同社における給料が減額されたことは無かったので、標準報酬月額が下がるはずがない。年金の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立期間に係る給与明細書等資料は無いが、申立期間について、標準報酬月額が53万円から50万円に下がるはずはない。」と主張している。

しかしながら、B社は既に解散しており、同社の元事業主は「当時の資料が無いため、申立人の標準報酬月額については不明である。」と回答している上、同社の元事務担当者二人から聴取しても、申立期間における申立人の報酬額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月31日から25年9月1日まで

私は、昭和20年頃から49年7月までA社（現在は、B社）に勤務していたが、22年5月31日から25年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している。

この期間は、A社C出張所かD出張所に勤務していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録から、申立人は昭和20年1月3日から49年7月5日までA社（E社）に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社C出張所は昭和22年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同社同出張所が同適用事業所ではなくなった後の期間である上、同社D出張所が同適用事業所であったことは確認できない。

また、B社は、「当時の関係資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同出張所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった際に4人（申立人を除く。）が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同社に係る同名簿によると、そのうちの一人は、申立人と同様に昭和25年9月1日に同社F支店において、別の記号番号（申立人と連番）で同資格を再取得しており、申立期間における加入記録が確認できない（残りの3人は同出張所での同資格喪失後の加入記録が不明）。

加えて、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったA社本社、同社

G出張所、H島に所在した3事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

その上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は、昭和22年5月31日にA社C出張所で同被保険者資格を喪失し、その後、25年9月1日に同社F支店において、別の同被保険者台帳記号番号で同資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年11月1日まで

私は、昭和17年3月に尋常高等学校を卒業した後、同年5月から20年10月までの間、A社（現在は、B社C工場）で勤務していたが、当該期間の労働者年金保険及び厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和17年5月から20年11月1日までの間、A社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、A社において一緒に勤務していた上司及び同僚の名前、事業所内の他の部門の従業員の名前を記憶していない上、当時の職場での写真など勤務していたことを証明できる資料等は所持していないことから、同僚調査が行えず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録及びA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない上、申立期間に同社で被保険者記録を有し、所在が判明した9人に申立人の勤務実態等について照会したところ、6人から回答があったが、6人全員が「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人が申立期間において同社に在籍していたことについて確認することができない。

さらに、B社C工場は、「現在保管している申立期間当時の労働者年金保険及び厚生年金保険の関係資料を確認したが、申立人の被保険者記録は確認できず、申立人に係る申立期間における厚生年金保険の加入に関する届出及び保険料の控除・納付について、また、申立人が勤務していたか否かについても不明

である。」と回答している。

加えて、D社管理部から提出のあった申立人の同社採用時の履歴カードを見ると、「昭和17年3月に国民学校高等科卒業、20年11月25日に見習いを命ず。」と記載されており、同校卒業からA社採用までの期間は確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から34年2月19日まで

私が保管する厚生年金保険被保険者証には、はじめて資格を取得した年月日として昭和33年5月1日と記載されているが、日本年金機構の厚生年金保険加入記録では、資格取得日が34年2月19日とされており、33年5月1日から34年2月19日までの9か月間の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人に係るA事業所の労働者名簿及び複数の元従業員の証言から、申立人は申立期間当時、当該事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、「事業主は父親であったが、実質上は、私が代表的な立場であった。給料や社会保険事務も私が担当していた。」と供述しているものの、当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立期間における保険料控除等について確認できない。

一方、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証には、はじめて資格を取得した年月日として昭和33年5月1日と記載されていることが確認できるところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格取得日は、当初、同日と記録され、その後、34年2月19日に訂正されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、被保険者名簿と同様の資格取得日に係る訂正処理が行われていることが確認できる上、備考欄には、当該訂正が35年12月21日に行われたことが記載されており、何らかの事情により、同日に資格

取得日の訂正手続が行われたことがうかがえるものの、社会保険事務所（当時は、社会保険出張所）が事実と異なる内容であることを知りながら記録した等とうかがえる事情も見当たらないことから社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

申立期間の前後を通じてA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した10人に照会したところ、回答のあった7人のうち5人が「給料及び社会保険事務担当者は申立人であった。」旨証言しており、当該5人のうち1人は、「申立人が代表者であった。」と証言し、別の一人も「事業主である申立人の父親は、別の会社を経営しており、A事業所は、申立人が責任者であり、申立人から給料をもらっていた。」と証言している上、前述のとおり、申立人自身も、「事業主は父親であったが、実質上は、私が代表的な立場であった。給料や社会保険事務も私が担当していた。」と供述していることから、当該処理について、申立人が関与していなかったとは考え難い。

したがって、仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間において給料は 30 万円程度で以前と変わらなかったにもかかわらず、標準報酬月額が低下している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も給料は以前と変わらなかったにもかかわらず、標準報酬月額が低下している。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間における賃金台帳等が残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者は 10 人確認でき、そのうち、申立人と同時期に標準報酬月額が 2 等級以上低く改定されていることが確認できる 6 人に照会したところ、回答のあった 4 人は「申立期間に係る給与明細書を所持していない。」としており、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 14 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 21 日から 46 年 5 月 6 日まで

申立期間①について、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間②について、私は、A社において継続して勤務していた。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社（現在は、C社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 10 人に申立人の申立期間①における勤務実態について照会し、6 人から回答を得たものの、「申立人に記憶はあるが、退社時期は不明である。」、「申立人に記憶は無い。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務期間を特定できない。

また、申立人のB社に係る雇用保険加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、C社は、「申立人に係る当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、申立人は、「B社からA社への転職に係る期間について疑義がある。」と主張しているところ、A社に係る被保険者原票により申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 7 人に申立人の申立期間①における勤務実態について照会し、5 人から回答を得たものの、「申立人はいたように思うが、入社時期については不明である。」、「申立人に記憶は無い。」とそれぞれ証言している上、同社が発行した申立人に係る就業証明書によると、申立人は、昭和 43 年 2 月 1 日から同社に勤務した

ことを証明している。

加えて、申立人は、申立期間①について、「B社は通勤に時間がかかり、夜勤の仕事も大変だったので退職することにした。退職後に、A社の下請会社で勤務したが、同社では厚生年金保険の加入は無かった。同社で勤務していた時に、A社から入社への誘いを受け転職することになった。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人は、「A社が発行した就業証明書のとおり勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る被保険者原票により申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員6人に申立人の申立期間②における勤務実態について照会したところ、一人は、「申立人はいたと思う。ただし、社員のほとんどは日雇のような制度で勤務し、厚生年金保険に加入していなかった。申立人の厚生年金保険の加入状況については不明であるが、申立人もそのような状況で厚生年金保険の加入が無かったと思う。」と証言している。

また、申立人及び複数の元従業員は、「A社の社員数は100人以上いた。」「下請現場には40人ほどの社員がいた。」とそれぞれ供述しているところ、同社に係る被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②に同被保険者資格を有している被保険者数は10人から18人であることが確認できることから、当時、同社は、全ての従業員を同保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の有無について照会したものの、同社からの回答を得ることができない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 24 日から 36 年 4 月 1 日まで

私の夫は、A事業所の経営者であり、景気も良かった頃なので、申立期間の厚生年金保険料を納付していたはずである。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「申立人は、A事業所の経営者であり、景気も良かった頃なので、申立期間の厚生年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているところ、申立期間の始期の昭和 30 年 8 月 24 日に、申立人と共に、B社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった32年12月1日に当該事業所に係る被保険者資格を取得した元従業員が、「30年に、申立人がB社を退職して独立したので、私も一緒に辞めて、A事業所で働いた。」と証言している。

しかしながら、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち、同日以前は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、厚生年金保険法で規定する被保険者は、適用事業所に使用される者に限られており、事業主はそもそも被保険者となることができないところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は事業主であることが確認でき、上記の元従業員も「A事業所は、法人化する前後を通じて申立人が社長だった。」と証言している上、C社に係る商業登記簿謄本によると、A事業所がC社として法人化されたのは、昭和 37 年 9 月であることが確

認でき、申立期間当時は法人化される前の期間であることから、申立人は、国民年金制度が発足した36年4月に国民年金に加入し、A事業所が法人化した2か月後の37年11月にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立期間当時、申立人は、厚生年金保険の被保険者となることができない個人事業所の事業主であったことから、厚生年金保険に加入しなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 22 日から 40 年 11 月 18 日まで
② 昭和 42 年 7 月 13 日から 43 年 1 月 25 日まで

申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録に疑義がある。調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社における標準報酬月額の記録は低すぎる。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 117 人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、申立人と同時期に同社に入社した同年代の元従業員 45 人の同月額と比較してもおおむね同額であり、申立人のみが著しく低額であるとはいい難い上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、当時の給与に関して、「A社では残業もあり、時間外手当ももらっていた。」と供述しているところ、複数の元従業員は、「自身の標準報酬月額は正しい。」「残業手当もあった。」とそれぞれ証言していることから、申立期間当時、A社が支払った申立人の給与については、標準報酬月額の随時改定の対象とならない非固定的賃金である残業手当が支給されたことにより、給与の総支給額が増額していたことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は、「B社における標準報酬月額の記録は低すぎる。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除額について確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間前後にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員39人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、申立人と同時期に同社に入社した元従業員二人の標準報酬月額と比較しても、申立人のみが著しく低額であるとは言えない上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、申立人は、当時の給与に関して、「B社では夜勤もあり夜勤手当や残業手当もあった。」と供述していることから、申立期間当時、B社が支払った申立人の給与については、標準報酬月額の随時改定の対象とならない非固定的賃金である夜勤及び残業手当が支給されたことにより、給与の総支給額が増額していたことがうかがえる。

- 3 このほか、申立人に係る申立期間①及び②当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における申立期間の標準報酬月額が、当時支給されていた給与と比べて少ない記録となっている。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した元従業員 14 人に対して照会したところ、5 人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、そのうち 2 人は、「当該事業所における給与額と標準報酬月額は相違していない。」と供述している。

さらに、A社に係る被保険者原票において、申立期間当時の従業員 20 人のうち 10 人は、申立人と同様に、在職中に標準報酬月額が下がっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとの事実も見当たらない。

加えて、A社に係る申立人の被保険者原票を確認しても、標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月16日から39年1月10日まで
② 昭和43年12月1日から44年2月14日まで

厚生年金保険の記録では、勤務先が5か所になっているが、A事業所（現在は、B事業所）で約20年間継続してC業務をしていた。申立期間①は、D社又はE社（現在は、F社）のいずれか、申立期間②はG事業所又はH事業所のいずれかに勤務していた。昔のことであり、証明するものはないが、給与は途切れることなく継続してもらっていたので、それぞれの期間について年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D社又はE社のいずれかに勤務していた。」と主張しているところ、商業登記簿謄本によると、D社は既に解散している上、元事業主も死亡していることから申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①においてD社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員19人のうち、住所の判明した二人に照会したところそのうちの一人から回答があったものの、勤務場所が申立人と異なっていたことから、申立人の勤務実態について聴取することができない上、「自身の退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は一致している。」と証言している。

さらに、F社の現在の事務担当者によると、「申立期間①当時は、創業者である事業主が社会保険関係手続をしていたが、既に死亡している上、申立期間①当時の資料等がなく、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

加えて、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被

保険者原票」という。)における厚生年金保険被保険者資格喪失日及びE社に係る事業所別被保険者名簿における厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致しており、遡って訂正されている等の不自然な形跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人のH事業所に係る雇用保険加入記録が確認でき、当該事業所における雇用保険設置日が昭和43年12月1日であることから、申立人は当該期間において当該事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、申立人のH事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和44年2月14日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日であり、申立期間②のうち、昭和43年12月1日から44年2月13日までは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、H事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和44年2月14日)において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を含め4人確認できるものの、申立人を除く3人は、いずれも既に死亡又は連絡先が不明のため、申立期間②における厚生年金保険料の控除等について証言を得ることができない。

さらに、昭和51年1月1日付けでH事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員によると、「入社時に事務手続をしていたI氏は、J業務を請け負っていたK社の社員で、H事業所ができるまで兼任で事務を担当していた。」と記憶しているところ、オンライン記録により同人であると思われる者を確認できたものの、連絡先が不明のため当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人のG事業所における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和43年12月1日であるところ、申立人の当該事業所に係る被保険者原票には「証回収 43.12.13」の押印が確認できることから、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期に健康保険証を返納していることが確認できる。

- 3 申立期間①及び②において、申立人が勤務場所及び業務内容が同じで一緒に勤務していたと記憶する同僚二人についても、申立人と同様、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないところ、当該二人は共に死亡しており、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

また、申立人が所持する支給年月日が記載されていない1か月分の給与明細書によると、給与から控除されている厚生年金保険料は、昭和46年11月から47年9月までに係る標準報酬月額及び保険料率に基づく金額であり、申立期間①及び②に係る給与明細書ではないことから、申立人が当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認

することができない。

さらに、申立人は、「約 20 年間、勤務場所に変更はなく、仕事内容も同じであった。」と供述しているものの、厚生年金保険の適用事業所が 5 か所にわたっており、いずれの適用事業所も個々に独立した事業所であることから、厚生年金保険に関する届出及び給与計算事務は事業所ごとに行われていたと考えられる。

4 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年5月1日まで
昭和20年10月1日から22年5月1日まで、A県のB社(現在は、C社)に勤務した期間の年金記録が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A県のB社に昭和20年10月1日から22年5月1日までの期間勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人及び申立人が記憶する元同僚3人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該元同僚は、「申立人に記憶がある。私は、申立事業所で終戦後2年間勤務したが、同社での厚生年金保険の記録は無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか不明である。」、「私は、申立人の後から申立事業所に入社したが、同社での厚生年金保険の記録は無い。」旨、それぞれ証言している。

また、上記被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員二人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したものの、「昔のことで何も覚えていない。」とそれぞれ証言している。

さらに、C社は、「B社については、昭和20年3月にD市からA県E市に工場疎開し、24年4月に疎開先からD市に戻った記録は確認できるが、その他の当時の資料は無く不明である。」と回答している。

加えて、上記被保険者名簿によると、昭和20年10月15日から24年6月1日までの期間に被保険者資格を取得した者は確認できない上、健康保険整理番

号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 36 年 10 月 31 日まで

私は、脱退手当金を受給していない。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に資格を取得しているそれぞれ 25 人（計 50 人）の女性のうち、当該事業所を最終事業所として申立人の資格喪失日前後 3 年以内に資格を喪失している 24 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、その全員について、脱退手当金の支給決定が資格喪失日から約半年以内になされており、その支給決定日が同日となっている例が散見される上、複数の同僚が、「会社から脱退手当金について説明を受けた。」旨を回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づいて事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定日についても、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 4 月 6 日となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 6 月 13 日まで
オンライン記録では、昭和 32 年 7 月 12 日に脱退手当金を支給した記録となっているが、私は、退職後、会社へ行ったことは無く、そのような手続をしていないし、脱退手当金を受け取っていないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の支給記録が確認でき、当該旧台帳に記載されている資格期間、支給金額及び支給年月日等は、オンライン記録と一致する上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 7 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 8 ページに記載されている女性 11 人のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 32 年 6 月 13 日）の前後 3 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている 3 人（申立人を含む。）全員が、資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、申立期間に係る事業所の被保険者資格を喪失後、昭和 45 年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給していることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4400 (事案 1550 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月11日から同年6月11日まで

私は、昭和33年3月1日にA社B支店に集金人として入社し、採用時には厚生年金保険に加入できると聞いていたが、同年3月1日から同年6月11日までの期間の被保険者記録が無かったことから、記録の訂正を申し立てたところ、貴委員会から、平成22年3月23日付けで申立てを認めることができないと通知があったが、納得できない。

私の妻も申立期間当時の給与から厚生年金保険料が控除されていること、C健康保険組合から出産祝い金を受け取っていることを明確に覚えているので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

また、当該支店の支店長は、年齢的に耳が遠くなっていると思われるので、面談により再度詳細に調査してほしい。

さらに、当該支店長の妻も、私と懇意にしていたことから、当時の事情を承知していると思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が保管する同社B支店に係る従業員名簿によると、申立人の同社への入社年月日は昭和33年6月11日であり、厚生年金保険の記録と一致すること、ii) 同社は、「従業員名簿に記載されている者は集金人として採用した者であり、申立人については、同年6月11日に集金人として入社したことは確認できるが、それ以前に入社した記録は無い。また、集金人については採用する前に本社に稟議書^{りんぎしょ}を提出し許可を得る必要がある、申立人の場合も、同年5月10日付けで稟議書を提出していることから、申立期間において厚生年金保険に加入させることは無い。」と回答していること、iii) 申立期間において同社B支店の厚生年金保険被保険者資格を有する元

従業員に照会した結果、申立期間における申立人の勤務状況が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年3月23日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間当時のA社B支店の支店長の面談による再調査及び同支店長の妻の調査、又新たな事情として、C健康保険組合から出産祝い金を受給したので調査してほしいと主張している。

しかしながら、申立期間当時のA社B支店長は、前回の申立ての際の照会に対し、「申立人のことは知らない。同社に勤務していた約30年間に8回の転勤をしたこともあり、当時のことは全く覚えていない。」と供述している上、今回も、再度、書面により照会を行ったが、回答は無く、申立人の申立期間に係る勤務実態等に関する供述等を得ることはできない。

また、前述の支店長の妻について、前回の調査において照会を行った元従業員のうち6人に対し照会を行ったが、全員、「当時の同支店長の妻の氏名は覚えていない。」と供述している上、オンライン記録等においても同支店長の妻の氏名及び所在を確認することができない。

さらに、C健康保険組合は、「当組合の設立は、昭和35年*月*日であり、申立期間は設立前の期間である。」と回答していることから、申立人の主張は、申立期間についての当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年4月1日から31年11月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月1日から38年12月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から31年11月1日まで
② 昭和31年11月1日から38年12月30日まで

申立期間①について、私は中学校を卒業してすぐの昭和29年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、38年12月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が31年11月1日となっていることに納得できない。

申立期間②について、私は、脱退手当金の請求を行ったことも、受給したことも記憶に無いにもかかわらず、当該期間における脱退手当金を受給した記録となっていることに納得できない。

申立期間①及び②について調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の元同僚等の証言により、申立人は、申立期間頃、A社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間①及びその前後の期間に記録が確認できる被保険者のうち、所在が確認できた20人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、元取締役を含む7人から回答があったものの、当該期間に申立人が厚生年金保険に加入していたことを示す証言や証拠は得られない。

また、A社に係る被保険者名簿によると、昭和31年11月1日に資格を取

得している被保険者は申立人を含め 10 人確認でき、そのうちの一人は、申立人が小学校高学年の時に同社に入社した申立人の親族である上、上記 10 人のうち、回答があった 2 人はそれぞれの入社日は 29 年 4 月 1 日であったとしていることから、当該事業所においては、申立期間①当時、一部の従業員について入社都度、厚生年金保険に加入させる手続をせず、31 年 11 月 1 日にまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、B社は、「50 年以上も経過しており、当時を知る者はおらず、当時の資料も無い。」としており、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除について確認することができない上、元取締役は、「当時の厚生年金保険の加入状況について、私は関与しておらず、当時を知る者は皆既に死亡している等の理由により不明である。」としながら、「社会保険は会社負担額が高額となるため、加入させていない者が多くいたはずである。私自身、入社が昭和 28 年であるにもかかわらず、資格取得は 33 年である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社に係る被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 2 年以内に資格を喪失した者で、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の受給要件を満たしていた者は 5 人確認できるところ、脱退手当金の支給記録をみると、その全員が脱退手当金を受給しており、うち申立人を含む 4 人については、資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間②を対象として計算されており、支給決定日についても、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 3 月 13 日となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年頃

私は、昭和63年頃、A社（現在は、B社）に約1年勤務したが年金記録が無いので調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和63年頃、A社に約1年経理の担当者として勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員11人に申立人の勤務実態について照会し、5人から回答を得たものの、そのうちの元代表取締役は、「申立人を覚えていない。私が知らないというのはおかしい。」と証言しており、残りの4人は、「申立人に記憶が無い。」とそれぞれ証言している上、当時の経理の担当者について、当該元代表取締役及び複数の元従業員は、申立人とは別の担当者3人の名前を挙げている。

また、オンライン記録によると、上記経理担当者3人のうち1人については、当該事業所に係る被保険者記録が確認できるが、二人については同記録が確認できないところ、複数の元従業員は、「会社には試用期間が2、3か月あった。」、「厚生年金保険に加入しないアルバイト社員がいた。」、「従業員の中には国民年金に加入している人もいた。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、当時、当該事業所では必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 8 月 25 日まで
私は、昭和 54 年 10 月 1 日にA事業所に入社し、56 年 3 月 5 日まで勤務していたのに、申立期間の年金記録に欠落がある。調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所を退職後に入社した事業所が保管する申立人の履歴書によると、「昭和 54 年 9 月、A事業所に入社、56 年 3 月、同社を退社」の記載が確認できることから、申立人が申立期間においてA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及び昭和 55 年 8 月 25 日から 56 年 3 月 5 日までの期間に被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 11 人に申立人について照会したところ、3 人から回答を得たものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A事業所において、申立人と資格取得日が同日であることが確認できる元従業員によると、「社員全員で集まったことがあり、その時の社員の人数は 20 人から 30 人ぐらいだった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を有する期間において当該事業所の被保険者数は 11 人であることが確認できることから、当時当該事業所では必ずしも全ての従業員を同保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主については所在が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

加えて、申立人は、「A事業所で勤務していた時に病院にかかり、健康保険被保険者証を使用した。」と供述しているところ、当該病院の受診記録によると、申立人の健康保険被保険者の資格取得日は、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。